

審 議 結 果 速 報

(令和4年3月24日)

陳 情 4 年 総 務 第 9 号

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
4年－9 (R4.02.21)	総 務	憲法第24条第 1 項の解釈を明確にするための意見書の提出について	不 採 択 (R4.03.24)
▶陳情事項 鳥取県議会から国に対し、憲法第24条第 1 項の規定に用いられている「両性」という言葉の解釈を明確にするための意見書を提出すること。			

▶陳情理由

憲法第24条の解釈についてである。

陳情者が調べてみたところ、憲法第24条第 1 項「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」に対して、衆議院は『婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立』すると規定しており、当事者双方の性別が同一である婚姻（以下「同性婚」という。）の成立を認めることは想定されていない。（衆議院ウェブサイトより抜粋）としている。また、「同性婚を認めるべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するもの」（衆議院ウェブサイトより抜粋）としている。

しかし、これは平成30年度のものであり、この 5 年間、国会の同性婚に関する回答は「慎重に検討する」以上に進んでいる様子は見られない。この 5 年間にオーストラリア、エクアドル、台湾、コスタリカ、チリ、スイスの 6 か国が同性婚を認めていることから考えると日本政府の対応は明らかに遅いと考える。加えて、憲法第14条第 1 項には「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とあり、異性カップルと同性カップルを差別するのは明らかにこれに反している。

同性婚の実施には憲法第24条第 1 項の解釈が非常に重要になり、この憲法が同性婚を想定していないものである前提の上で、結局、憲法第24条第 1 項の規定が同性婚を認めているのか、いないのかということを明確にするだけでも、性的マイノリティに対する考え方や同性婚の実施に大きな前進となる。

よって、国に憲法第24条第 1 項の解釈を明確化する希望を出してもらいたい。

▶提 出 者

境港市 個人

▶所管委員長報告（R4. 03. 24本会議）会議録暫定版

令和 3 年 3 月、札幌地方裁判所において、憲法第24条は異性婚について定めたものであり、同性婚について定めるものではないとする一方で、同性愛者に婚姻の法的効果を享受する法的手段を全く提供しないことは、合理的根拠を欠く差別的取扱いであつて、法の下に平等を定めた憲法第14条第 1 項に違反する、との判決が出ました。

同性婚をめぐるのは、現在、この訴訟が札幌高等裁判所に控訴されているほか、同種の訴訟が 4 件係争中であることから、現時点では各判決

のゆくえを見守ることが適当と考えますので、不採択と決定いたしました。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

総務部（人権局人権・同和対策課）

【現 状】

- 1 国は「憲法第24条1項は、『婚姻は、両性の合意のみに基いて成立』すると規定しており、同性婚の成立を認めることは想定されていない」（平成30年5月11日政府答弁書）としている。
- 2 令和3年3月、札幌地裁判決において、同性婚を認めないのは法の下での平等を定めた憲法第14条に反するという判断を示した一方で、憲法第24条については、「異性婚について定めたもので、同性婚に関して定めたものではない」と認めている。
この訴訟は現在高裁にて係争中であり、また同種の訴訟はほかにも4地裁で争われている。

※現在、大阪、東京、名古屋、福岡にて係争中で、大阪地裁は6月に判決、その他は審理中。

【県の取組状況】

- 1 本県では、令和3年4月に鳥取県人権尊重の社会づくり条例を改正し、「性別、性的指向、性自認等あらゆる事由を理由とする差別を禁止するとともに、人権に関する問題への取組を推進し、人権が尊重される社会づくりを図る」と規定した。

<参考>

日本国憲法
第14条

第1項 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第2項 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

第3項 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第24条

第1項 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

第2項 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。